

「改正個人情報保護法」のポイント ご存知ですか？



2020年6月、改正個人情報保護法※が成立、公布され、2022年春頃を目途に施行される予定です。不正アクセスによる情報漏えい時の報告や本人通知が義務化される見込みであるなど、サイバー攻撃に対してより厳格な対応が求められることとなります。

※成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」

改正個人情報保護法 概要

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告および本人への通知が義務化される見込みです。

「個人の権利利益を害するおそれがある場合」とは

- ◆ **不正アクセスによる場合**
- ◆ **センシティブ情報（要配慮情報）が含まれる場合**
- ◆ **経済的損失を伴うおそれがある場合**
- ◆ **一定数以上の大規模の場合**

※2020年9月時点での見込みです。今後整備される政令・規則・ガイドラインなどによって詳細が決まります。

注：本欄は、個人情報の保護に関する法律の改正点のうち、「事業者の守るべき責務の在り方／漏えい等報告・本人通知の義務化」の改定見込みの概要を記載しています。



Point

**サイバー攻撃による個人データの漏えいの場合には、
「本人への通知・個人情報保護委員会への報告」が義務化される見込みです。**

ウイルス感染などのサイバー攻撃のリスクは他人ごとではありません

中小企業の **5社に1社** が サイバー攻撃の被害を経験



2019年 一般社団法人日本損害保険協会「中小企業の経営者825人に聞いたサイバーリスクへの意識調査」より

改正個人情報保護法により、より厳格な対応が、企業の規模にかかわらず求められます。早めに準備しておくことをおすすめします。



法律の改正による個人情報保護の厳格化を踏まえて、準備しておくポイントをお伝えします。

Point

詳細な原因究明や影響範囲の調査がより一層重要になります。

サイバー攻撃により
個人情報が漏えい



- ◆ 漏えいの原因が不明
- ◆ 影響範囲が不明
- ◆ 再発防止策が不明

適切な報告や本人通知ができない



報告や本人通知の
義務違反

詳細な原因究明や影響範囲の調査を行うことができれば、適切な報告や本人通知ができず法律上の義務を履行できません。さらに、再発防止策の検討や実施、社外への公表や関係者への報告もできません。

専門の業者を呼んで詳細な調査を
すると、結構な金額がかかる…。



そもそも、どんな業者に相談を
すれば良いか分からない…。

Point

三井住友海上の「サイバープロテクター」の採用により解決できます。



情報漏えいやそのおそれ、または情報システムの所有、使用、管理に起因して他人の業務阻害を発生させた際の賠償損害や原因・被害範囲調査、情報システム等の復旧などにかかる費用損害を補償します。
※費用損害はスタンダードプラン、プレミアムプランが対象となります。



プロテクト費用補償(原因・被害範囲調査費用)

情報漏えいなどの情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用を補償します。(保険金のお支払いにあたっては各種条件があります)



事故時専門事業者紹介サービス

サイバー攻撃などの事故が発生した場合に被害範囲の確認や原因調査および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介しますサービスです。

※このチラシは「サイバープロテクター」の概要を説明したものです。補償内容や加入プランの詳細はパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル (お客さまデスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。 <https://www.ms-ins.com>)

●ご相談・お申込先

株式会社 庄交保険サービス

〒997-0011 山形県鶴岡市宝田二丁目4番58号
Tel(0235)22-3625 Fax(0235)64-8561

74010/2020.10/A3E25/B